

家畜生産農場衛生対策に係るとう汰実施要領

制定 平成30年6月19日 佐畜協第06094号
一部改正 令和元年7月31日 佐畜協第07125号
一部改正 令和3年9月30日 佐畜協第09102号
公益社団法人佐賀県畜産協会

公益社団法人佐賀県畜産協会（以下「協会」という。）は、食料安全保障確立対策事業実施要領（平成28年3月29日付け27消安第6184号）に基づく、家畜生産農場衛生対策事業（以下「本事業」という。）において、牛疾病のまん延防止と早期清浄化、感染拡大防止を図るための事業に取り組むこととし、その中でとう汰の実施にあたっては、同要領及び「家畜衛生対策事業の運用について」（令和3年3月31日付け2消安第6476号）に定められたもののほか、本実施要領によるものとする。

第1 事業の目的

この事業は、ヨ―ネ病、牛ウイルス性下痢（以下「BVD」という。）のまん延防止と早期清浄化、牛伝染性リンパ腫の感染拡大防止を図るため、その対策として、とう汰の要件に該当しとう汰を実施することで、農場の疾病清浄化を支援する。

第2 事業の内容

協会は、本事業により、とう汰する牛について、下記によりとう汰推進費を交付するものとする。

（1）協会が補助する経費（とう汰推進費）

協会は、家畜飼養者に対し、自主とう汰した牛の評価額の2/3から利用額を引いた額以内の額を補助する。

なお、評価の方法は、家畜共済個体評価額基準に基づき実施するものとする。

また、評価額の上限は、家畜伝染病予防法に定められた上限額と同等とする。

とう汰推進費＝評価額×2/3－利用額

（2）自主とう汰の申請及び補助金の交付

ア 家畜飼養者等は、（1）の牛を自主とう汰する場合は、「自主とう汰申請書」（様式1）を協会長あて申請する。

イ 協会長は、申請内容を審査し、適当と認めたときは「自主とう汰承認書」（様式2）を申請者あて交付する。

ウ 協会長は、とう汰予定牛の評価のための評価人（家畜評価人選定要領3の(2)に基づく）を選定し、「評価人依頼書」（様式3）により、とう汰予定牛の評価を依頼する。

エ 評価人は、自主とう汰牛の評価を実施したときには、速やかに「自主とう汰家畜評価報告書」(様式 4)に「自主とう汰家畜生体評価書」(様式 5)を添付して協会に提出する。

オ 協会は、評価報告を受領後、「評価額決定通知書」(様式 6)により、自主とう汰牛の評価額を申請者に通知する。

カ 申請者は、自主とう汰を実施したときには、協会から通知された評価額を確認のうえ「自主とう汰推進費交付申請書」(様式 7)に必要な書類を添付し、協会に提出する。

キ 協会長は、提出された申請内容を審査のうえ、適当と認めたときは、申請者に対し、「自主とう汰推進費交付書」(様式 8)を送付し、補助金を交付する。

第3 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この実施要領は、平成 30 年 6 月 19 日に制定し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この実施要領は、令和元年 7 月 31 日に一部改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この実施要領は、令和 3 年 9 月 30 日に一部改正し、令和 3 年 10 月 1 日から適用する。
ただし、令和 3 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までは、牛ウイルス性下痢・粘膜病(BVD-MD)を牛ウイルス性下痢(BVD)として、牛白血病(EBL)を牛伝染性リンパ腫と読み替えることとする。